

令和3年度

財政援助団体等監査結果報告書

新座市監査委員

新監発第165号
令和4年1月6日



新座市長 並 木 傑 様

新座市監査委員 松 本 四 郎

新座市監査委員 鈴 木 明 子

令和3年度財政援助団体等監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第7項の規定による令和3年度財政援助団体等監査を新座市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

なお、監査の結果において、改善等を講じたものは、令和4年2月28日（月）までに御報告ください。

1 監査の対象

(1) 対象施設

新座市放課後児童保育室

(2) 対象施設の指定管理者

シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社

(3) 所管部署

こども未来部保育課

(4) 監査対象事務

新座市放課後児童保育室の管理及び運営

(5) 監査対象期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

2 監査の着眼点

施設が適切に運営されているか、また、指定管理委託業務に係る出納その他の事務が適正に行われているか。

3 監査の実施内容

指定管理料に係る会計経理及び施設の管理等が適正に執行されているか否かについて、関係者から事業の内容等について説明を聴取するとともに、関係帳簿及び証拠書類の調査を実施した。

4 監査の実施場所及び実施日

(1) 実施場所

監査委員室

(2) 実施日

令和3年11月10日及び同年12月1日

5 指定管理者の概要

(1) 名称

シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社

(2) 所在地

東京都調布市調布ヶ丘三丁目6番地3

(3) 指定期間

平成31年4月1日から令和6年3月31日まで

6 公の施設の概要

(1) 公募グループ、名称、所在地、校舎外施設の構造及び延床面積

	公募 グループ	名 称	所 在 地	校舎外施設の構造及び延床面積	開設時期
1	A	西堀放課後 児童保育室	西堀二丁目18番3号 学校敷地内	構造：木造平屋建て（平成23年建築） 延床面積：157.34㎡	平成8年4月1日
2		新座放課後 児童保育室	新座三丁目4番1号 学校隣接地	構造：鉄骨造平屋建て（平成16年建築） 延床面積：179.98㎡	平成16年4月1日
3	B	東北放課後 児童保育室	北野三丁目1番5号 学校隣接地	①構造：鉄骨造平屋建て（平成16年建築） ②構造：木造平屋建て（平成28年建築） 延床面積：合計 325.58㎡	平成8年4月1日
4			北野三丁目1番2号 学校敷地内		
5	C	東野放課後 児童保育室	野火止六丁目22番12号 学校敷地内	①構造：鉄骨造平屋建て（昭和56年建築） ②構造：鉄骨造平屋建て（平成16年増築） 延床面積：合計 198.09㎡	平成8年4月1日
6		野火止放課後 児童保育室	野火止四丁目9番1号 学校敷地内	①構造：鉄骨造平屋建て（平成15年建築） ②構造：木造平屋建て（平成23年建築） 延床面積：合計 329.29㎡	平成8年4月1日
		新開放課後 児童保育室	大和田一丁目22番10号 学校敷地内	①構造：鉄骨造平屋建て（平成14年建築） ②構造：木造平屋建て（平成23年建築） 延床面積：合計 203.12㎡	平成8年4月1日

(2) 主な業務

- ア 児童の保育に関すること。
- イ 延長保育料徴収及び収納に関すること。
- ウ 保育室の施設及び設備の維持管理に関すること。
- エ ア～ウに掲げるもののほか、保育室の管理に関し市が必要と認める業務に関すること。

7 監査の結果

公の施設の管理及び運営に係る業務、出納並びにその他の事務については、おおむね有効かつ適正に執行されていた。ただし、次の事項については改善されたい。

- (1) 新座市放課後児童保育室の管理運営に係る基本協定書に定められた事業計画書の提出がないことについて

新座市放課後児童保育室の管理運営に係る基本協定書（以下「基本協定書」という。）第6条で、指定管理者は事業年度ごとに、同条に定められた内容を記載した事業計画書を市の指定する日までに市に提出し、市の確認を受けなければならないと明記されているが、提出されておらず、保育課からも提出を求めていなかった。

事業計画書は、市と指定管理者が取り交わすべき主要な書類の一つであり、保育室の管理運営が計画どおり行われていることを確認するための基礎であることを踏まえ、年度ごとに提出し、確認をするべきである。

- (2) 基本協定書に定められた専用口座が開設されていないことについて

基本協定書第32条で、指定管理の実施に係る支出及び収入を適切に管理することを目的として、管理業務に固有の銀行口座を開設し、その適切な運用を図ると明記されているが、預金通帳での確認ができなかった。これは、本指定管理業務専用の口座が開設されていないためである。

専用口座の開設については、指定管理者を公募する際の募集要項にも記載されており、基本協定書にも明記されているが、保育課及びシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社との間で、専用口座がないことについての協議がないまま、事業を行っていたものである。

管理業務の実施に係る支出及び収入が適切に行われたかどうか確認するため、専用口座の機能を代替する会計資料等がないか確認したところ、当該資料はないとの回答であり、総勘定元帳及び令和2年度実績報告書と専用口座等に基づく出納記録の照合ができなかったため、当該指定管理の令和2年度決算の正確性を検証することはできなかった。

基本協定書に定められた事項は、市が指定管理業務を委任するに当たり、目的を果たすために必要な内容を基本事項として明文化した約束事である。その基本事項が守られず、それにより決算の正確性を検証できないことについては、今後適正な処理を行うよう改善を求めるものである。